

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311015036	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	廃プラスチックをはじめとした廃棄物処理居住地域外での処分緩和について	事業者の居住地域外での処分緩和やサプライチェーンで発生したプラスチックを広域で適正処理を行い、適正管理を行うためのスキームの認定制度による規制緩和をご検討頂きたい。	廃棄物処理法 第3条における「事業者の責務」を果たすため、国際問題となっている「プラスチック」の処理方法において、事業者の居住地域の収集運搬業者及び処理業者における処理の限界及び処理費用の高騰が課題となっている。サプライチェーンとして、まず、川上の食品製造の現場では、①衛生意識の徹底によるキャップ、グローブ等のプラスチック材質の使用、②仕入れ原料の梱包材及び出荷製品の梱包材としてのプラスチック材質の使用。この2つが、「廃プラスチック」として、大量の産業廃棄物となっている。一方、小売店の現場では、加工製品や生鮮食品等の包材として使用しているプラスチックが、産業廃棄物となっている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	産業廃棄物である廃プラスチック類の収集・運搬を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県・政令市から産業廃棄物収集運搬業許可を、処分を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県・政令市から産業廃棄物処分業許可をそれぞれ受ける必要があります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	現行制度下で対応可能	提案主体に提案事項についてのさらに具体的な聞き取りを行ったところ、自治体の搬入規制により、広域的な処理が難しくなっていることでした。一部の自治体において、事前協議制等で域外からの産業廃棄物の搬入規制等を行っている場合、産業廃棄物を排出するサプライヤーと中間処理するサプライヤーの立地自治体が異なれば、手続きが必要となることがあります。こうした状況は、産業廃棄物処理の滞りを招くおそれがあり、課題としては従前からこれらの搬入規制の廃止、緩和を求めてきたことなどです。最近では、令和元年5月20日付けで都道府県等宛て通知を発出したところであり、引き続き、あらゆる機会を通じて搬入規制の廃止、緩和等を求めてまいります。(※「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」通知「環境省発第1905201号環境省規発第1905201号令和元年5月20日」)	◎
311015037	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	廃棄物の適正処理のためのポリ塩化ビフェニル不含証明必要機器の基準策定について	PCB混入の可能性がある機器の処分について、現状ではPCB不含証明のための検査が必要となり、事前準備や検査費用、必要時間が大きな課題となっている。故障した機器は速やかに交換・廃棄すべきであり、廃棄するための検査日程が遅れば産業廃棄物を一定期間保管しなければならぬ状況となる可能性がある。法令を順守した適切な廃棄物処理のためにも、製造年次等の簡易なPCB不含証明方法を策定し適切な期間で廃棄処分ができるよう規制緩和をご検討頂きたい。	【提案理由】 ①故障・老朽化等による緊急で機器交換となった場合、PCB含有の可能性がある機器についてはPCB不含証明に時間を要し、廃棄物処理までの時間が必要となるケースがあるため。 ②PCB混入の可能性がある機器は照明設備や高圧受電設備をはじめ多数あるにもかかわらず、検査機関が少なく費用が高額かつ検査期間を要するため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	保管事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実に適正に処理しなければなりません。 ・事業者は(特別管理)産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、(特別管理)産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿を委託しようとする者に対し通知しなければなりません。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	現行制度下で対応可能	高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサ等は、機器に取り付けられた銘板情報を各メーカーへ提供することで判別可能です。 低濃度のPCBについては、平成3年に以降に製造されたコンデンサ、平成6年に以降に製造された変圧器(ただし絶縁油の入れ替えや絶縁油に係るメンテナンスが行われていないこと)は、PCB汚染の可能性はないとしています。 これらの判別方法に順じては、経済産業省と連携した事業者向け説明会等でも説明を行っており、今後も効果的な広報により、一層の周知を図ってまいります。	◎
311015038	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	動植物性残渣の居住地域外での処分緩和について	動植物性残渣においても、事業者の居住地域外での処分緩和やサプライチェーンで発生した動植物性残渣を広域で適正処理を行い、適正管理を行うためのスキームの認定制度による規制緩和をご検討頂きたい。	食品ロス削減法が発布され、事業系食品廃棄物及び小売店における可食部分の食品ロスの処理において、減容化のための設備導入による経費増加や、再生処理できる事業者の限等により、食品リサイクル法の順守の限界を感じている。食品製造は、廃棄物処理法において、産業廃棄物の区分となり、収集運搬及び処理工程は、事業者の居住地域内の処理となるため、処理業者を探しコストスケールと見合った対応を行うのが、大変難しくなっている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 環境省	小売業・外食業から排出される動植物性残渣は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物であり、この収集・運搬を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する市区町村から一般廃棄物収集運搬業許可を、この処分を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する市区町村から一般廃棄物処分業許可をそれぞれ受ける必要があります。 食品製造業から排出される動植物性残渣は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物であり、この収集・運搬を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県・政令市から産業廃棄物収集運搬業許可を、この処分を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県・政令市から産業廃棄物処分業許可をそれぞれ受ける必要があります。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	現行制度下で対応可能	提案主体からは、広域的な処理を行う場合、自治体が条例等で定める搬入規制により対応が難しくなっていることでした。一部の自治体において、事前協議制等で域外からの産業廃棄物の搬入規制等を行っている場合がありますが、環境省としては、従前からこれらの搬入規制の廃止、緩和を求めており、引き続き、あらゆる機会を通じて搬入規制の廃止、緩和等を求めてまいります。 また食品リサイクル法、廃棄物処理法においては広域的な処理が円滑にできるような制度を設けているところですが、例えば一般廃棄物に当たる小売業・外食業から排出される動植物性残渣は、食品リサイクル法で、廃棄物処理法の特別として、一定の要件を満たす場合には収集運搬業の許可を一部不要としています。 また、産業廃棄物は、廃棄物処理法で、広域的処理に係る特例を設けております。産業廃棄物の広域的処理を行うおとする者は、環境大臣の認定を受けることで、都道府県毎の処理業許可は不要となります。なお、広域的処理に係る特例の対象となる産業廃棄物は、通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないものである必要があります。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311015039	元年 10月15日	元年 11月15日	元年 12月19日	省エネ法・温対法の報告義務の緩和について	環境省が策定したガイドラインを活用しているエコアクション21認証取得事業者については、中長期計画の提出を免除(もしくは代替)して頂きたい。	省エネ法の特定事業者は、現在、中長期計画を経済産業省及び環境省に提出している。 エコアクション21によって、実行性が高く推進をしているため。	(一社)日本フロンチャイブ協会	環境省 経済産業省	省エネ法の中長期計画書は、一定量以上のエネルギーを使用する特定事業者が、省エネルギーの目標達成に向けて、具体的な設備投資等の取組計画、省エネルギー期待効果及び前年度の計画との比較などを定められた様式に記載し、報告することが義務づけられており、未提出者には、罰則が課せられます。 他方、エコアクション21は、規模にかかわらず、あらゆる事業者が自主的に、環境マネジメント体制を構築・運用するものであり、その要求事項の中で策定する環境経営目標は、省エネ法に基づく省エネルギーの目標達成を必ずしも包含するものにはなっていません。また、エコアクション21の環境経営レポート作成・公表は自由様式であるため、省エネ法に基づく中長期計画書において記載を求める項目が含まれているとは限りません。 以上より、両者は、対象者(特定事業者とあらゆる事業者)、制度の位置づけ(法律で作成提出が義務づけられ、未提出者には罰則が設けられている報告とガイドラインに基づく任意の制度)や求める事項(省エネルギー目標の達成のため設備投資等の計画と自主的な環境マネジメント体制の構築・運用)が異なるため、エコアクション21の認証取得をもって、省エネ法の中長期計画書の免除又は代替することは不可能です。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 環境省の報告義務に関する法律	対応不可		
311025001	元年 10月25日	元年 11月15日	元年 12月19日	大気汚染防止法特定施設の排気測定について	大気汚染防止法及びその施行規則において、ばい煙発生施設は定期的にNOxと煤塵を測定することが義務付けられているが、電気炉はNOxを、ガス吹きボイラーでは煤塵の測定を不要としていたいただきたい。	・電気炉・炉内を電気で加熱するものであり、NOxの発生はない ・ガス吹きボイラー・煤塵は殆ど検出されない どちらも測定しているが規制値以内となるだけであり、不要な分析測定費用を費やしている。	株式会社東芝	環境省	電気炉については、窒素酸化物の測定義務はありません。ガス煮沸ボイラーから排出されるばいじんについては、5年に1回の測定が義務付けられています。	大気汚染防止法	事実確認 対応不可	ボイラーの耐用年数が5年のため、設置初期の時期、中間時期、老朽化が進み始める時期にそれぞれ測定すれば、ばいじん排出状況の変化傾向を適切に把握できるという観点から、5年に1回以上という測定頻度が定められました。また、大気汚染防止法13条により、ばい煙排出者は、排出基準に適合しないばい煙を排出してはならないとされています。ボイラーが正常に稼働していることを確認する意味でも、引き続き5年に1度以上の測定とすることが適切であると考えております。	
311128013	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	繊維くずの処分について	リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように産業廃棄物処理法の定義を改正すること。	・「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている(産業廃棄物処理法施行令第2条第2号)。リース業(物品賃貸業)は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件(繊維製品)を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 ・リース会社が排出する産業廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物の許可処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者による過重負担が生じている。 ・また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維(繊維くず)と化学繊維が混紡されたものなどが「廃棄物」となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。	(公社)リース事業協会	環境省	廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱ってされています。個別の事例ごとの廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かの判断については、都道府県等が行うこととなっています。 また、市町村は自治事務として、一般廃棄物については計画的に処理するとの統括的な責任を有しており、事業者は廃棄物の適正な処理の確保等に関し市町村等の施策に協力することとされています。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項、第2項及び第4項及び第3条並びに第6条の2第1項	現行制度下で対応可能	今回、関係者と相談しながら個々の案件ごとに処分することが過重な負担のご指摘がありましたので、事例について承知なく、必要に応じて御提案者からお話をうかがいたいと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311128014	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	フロン排出抑制法に係る行程管理票の回収期限について	フロンガス回収行程管理票(E票)の回収期限(30日)について、第一種特定製品を産業廃棄物として処分する場合は産業廃棄物管理票の中間処分時の回収期限(90日)に緩和すること。	・フロン排出抑制法において、フロン機器を廃棄する場合は含有するフロンガスの回収が必須とされ、フロン機器の所有者はフロンガスの回収を委託したフロン補充回収業者に行程管理票を交付し、フロンガスが回収された旨の証として交付後30日以内に行程管理票(E票)を回収することとなっている。 ・リース物件におけるフロン含有機器の廃棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。))に従って委託した中間処理業者に上記フロンガスの回収を委託することが多いが、大量のフロン含有機器の廃棄を委託した場合に、中間処理業者に早期処理を依頼し、かつ行程管理票を30日以内に回収しているのが現状である。 ・一方で、廃棄物処理法における中間処理完了のマニフェスト伝票(D票)の回収期限は「90日」とされており、回収業者のフロン回収作業状況及び廃棄物処理法におけるマニフェスト伝票の回収期限を考慮し、フロンガス回収行程管理票(E票)の回収期限を90日に緩和いただきたい。	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第45条第4項において、第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則)で定める期限内に引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けないときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないとされ、主務省令においてその期間は30日以内と規定されています。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)	対応不可	ご指摘の行程管理票(E票)すなわち引取証明書については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。))第45条及び同法施行規則第42条第1号の規定により、充填回収業者はフロン類の引取り後速やかに引取証明書を交付することとされており、また、30日以内に充填回収業者が引取証明書の交付を行わない場合にはフロン排出抑制法第45条第4項に罰則、都道府県知事に報告する必要があります。これらのフロン排出抑制法に基づく行程管理制度は業務用冷凍空調機器の廃棄に際して充填回収業者へのフロン類の引渡しに一体的に責任を有する廃棄等実施業者がその引渡しに係る行程管理票を有するものであり、ご指摘の「中間処理業者に早期処理を依頼し、行程管理票を30日以内に回収している」とは、まさにフロン排出抑制法の趣旨に即った適切な取組と考えられます。 なお、回収依頼書又は委託確認書の交付から充填回収業者がフロン類の回収を完了し引取証明書を交付するまでに30日あれば十分な時間が確保されているものと見做す場合、産業廃棄物の中間処理との関係では、フロン類の回収は当該中間処理の前に行われるものであるため、中間処理に比べて期間が短いことも妥当であると考えます。	
311128015	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	フロン排出抑制法に係るリース終了物件売却時の記録簿について	フロン排出抑制法の第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引渡しすることが求められているが(環境省・経済産業省告示第13号)、この記録簿は、簡易点検及び定期点検の記録簿とされ、その記録簿の整備に過度な負担が生じている。 ・売却先に引き渡す記録簿について、定期点検記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限定することで、売却先に真に引き継ぐべき情報になると考えられる。 ・2018年度の当協会の提言に対して、関係省庁から「特段の漏えい等が確認されなかった簡易点検の記録を含む全ての点検の記録を売却の相手方に引き渡す必要があるか等」については、今後、中下流対策のフォローアップにおいて検討を行うこととする。」と回答されているが、検討期間を明確化すること。	・第一種特定製品の点検は、簡易点検(3か月1回)と定期点検(一定規模以上の第一種特定製品、1年または3年に1回)があるが、それぞれ点検状況を記録簿に記載する必要がある。 ・第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引渡しすることが求められているが(環境省・経済産業省告示第13号)、この記録簿は、簡易点検及び定期点検の記録簿とされ、その記録簿の整備に過度な負担が生じている。 ・売却先に引き渡す記録簿について、定期点検記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限定することで、売却先に真に引き継ぐべき情報になると考えられる。 ・2018年度の当協会の提言に対して、関係省庁から「特段の漏えい等が確認されなかった簡易点検の記録を含む全ての点検の記録を売却の相手方に引き渡す必要があるか等」については、今後、中下流対策のフォローアップにおいて検討を行うこととする。」と回答されているが、検討期間を明確化すること。	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。))第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」(以下「判断基準」という。))において、第一種特定製品の管理者は、定期的に管理第一種特定製品の点検を行い、管理第一種特定製品ごとに、その点検及び整備に関する事項を記録した記録簿を備えることとされています。 また、判断基準において、管理第一種特定製品を他者に売却する場合、その記録簿又はその写しを当該管理第一種特定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこととされています。 なお、管理第一種特定製品の点検については、判断基準において、全ての管理第一種特定製品を対象とする簡易点検及び専門点検に関する事項並びに一定規模以上の管理第一種特定製品についての定期点検に関する事項が定められています。	第一種特定製品の管理の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)	検討を予定	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第39号)附則第11条の規定により、この法律の施行(平成27年4月)後5年を経過した場合において法の施行の状況等について検討を行うこととされており、判断基準に係る事項はその中で検討を行うこととしています。	
020107001	2年 1月7日	2年 2月7日	2年 3月25日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。	産業廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等において条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な産業廃棄物リサイクルの阻害要因となっている。昨年度の規制改革ホットラインの環境省の回答において、「国・地方自治体、産業廃棄物処理業者の関係者による意見交換が2018年11月(福岡市及び横浜市)及び2019年2月(名古屋市)において計3回開催され、また2018年6月及び2019年1月に全国の地方自治体の産業廃棄物担当者が集まる会議の場において、流入規制の運用に關し過剰な規制とならないよう必要な見直しを行うよう届知を行った。」との回答を得た。しかしながら流入規制の現状に変化は見られないことから、速やかに必要な措置を講ずることを要望する。	民間団体	環境省	流入規制については、産業廃棄物処理法の規定に基づくものではなく、各都道府県等において自主的に設けているものでもあり、また、環境省からも、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」(令和元年5月20日環境省環境再生資源循環局産業物適正処理推進課長 産業物規制課長通知)や「災害により発生した産業廃棄物の処理の迅速化について」(令和元年5月3日産業物規制課長通知)にて各都道府県等に対し見直しを求めております。 また、全国産業物リサイクル主管課長会議や、令和元年度主要都道府県産業廃棄物担当課長会議においても、産業廃棄物の処理の滞りにつながるような自治体の不合理的な規制の廃止や緩和を速やかに実施したい旨、改めて要請を行いました。 引き続き事態を確認しつつ、都道府県等に対して必要な見直しを求める方針です。	なし	対応		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020107002	2年1月7日	2年2月7日	2年3月25日	土壌汚染対策法の規制緩和について	土壌汚染対策法では、3,000m ² 以上の土地の形質の変更時に届出が必要となっていたが、2019年5月より法改正により900m ² 以上の土地の形質変更等について届出が必要となった。当産業は装置産業であり、広大な土地に大型装置を複数設置している。また、使用している有害物質もごく微量であり、外部に流出しないよう管理もしている。このような工場で、900m ² 以上の土地の形質変更で届出が必要となると、建屋工事の都度届出が必要となり、費用も時間も必要となる。そのため、届出が必要対象面積を改正前の3,000m ² に戻す、または対象範囲を特定施設の周辺のみとするなど緩和してもらいたい。提案が実現した場合は、土壌調査費用1000m ² あたり3,000万円程度コスト削減になる。届出に要する期間が土壌調査期間も含め3~4か月、工事着工までの期間が短縮される。	民間団体	環境省	土壌汚染対策法第4条 同法施行規則第22条	対応不可	環境省で定める規模(±)を定め、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行に必要な省令事項については、産業界の有識者にも御参画いただき、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討いただきました。同委員会では、13回にわたって審議が行われ、「今後の土壌汚染対策の在り方について(第2次答申)(平成30年4月3日)」が取りまとめられました。 同答申では、「人への健康被害の防止、汚染状態の適正な把握、事業者の届出・調査の実施に係る負担及び行政の事務負担を考慮して検討を行った結果、「種々の工場又は事業場については汚染土壌が存在する可能性が高く、土地の形質の変更を行う場合には事故の発生を招くおそれがあり、汚染状況の適正な把握」という観点から、こういった土地においてはより広く調査の要請として捉えるべきであること、一定の緩和は認められるべきであり、条件や情報の規制を行っている自治体の施行状況を調査し、検討を行ったこと、「環境省で定める規模」を概ね900m ² とすればこれまで対象外であった3,000m ² 未満の土地の形質の変更のうち、半分以上の届出の削減が見込めること、性質の異なる工場・事業場の区別についても、削減程度を適正にすることが可能であると推測されること、また、900m ² については、土壌汚染状況調査においても、試料採取等の頻度として30m ² 毎(900m ² を一つの単位とする)ことがあり、従来から用いられていた点検であることを踏まえ、「環境省令で定める規模」は900m ² とすることが適当であると判断した。これを踏まえ、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号)において、「環境省令で定める規模」は900m ² とすることとしたものです。 本制度については、平成31年4月に施行されたばかりであり、まずは改正の趣旨を踏まえ制度を着実に施行するとともに、その施行の状況について把握することが重要であると考えています。	◎	
020212001	2年2月7日	2年3月4日	2年4月23日	国立公園(特別地域)内の屋外広告物設置の表示面積規制の緩和	静岡県富士宮市の国道139号沿い(第3種特別地域)において、誘導用広告物の個々の表示面積1m ² 以下という基準を緩和してほしい。一律の緩和ではなく、特例で都道府県が指定するエリアについては個々の表示面積基準を緩和できることとする等緩和措置をとってほしい。	民間企業	環境省	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条	対応不可	自然公園法施行規則第11条は、国立公園特別地域内の開発行為にかかる許可申請について、当該地の風致を維持するために必要な許可の基準を規定したものです。広告物を設置する際の表示面積の基準はこの目的と定められているものです。我が国を代表する傑出した自然の風景地である国立公園の風致を維持するために必要な規定であり、本提案については受け入れることはできません。具体的な設置計画については、管轄する国立公園管理事務所等にご相談ください。	◎	
020317045	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	産業廃棄物管理交付等状況報告書の様式統一および電子化	各自治体において、産業廃棄物管理交付等状況報告書の統一様式の活用を徹底するとともに、電子データでの提出を可能とすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物管理交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において定められているところですが、環境省が平成30年度に実施した調査において、約2割の自治体が各都道府県の事務の委嘱に委ねて、同規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いていることを把握しました。	検討中着手	様式統一のための対応として、平成30年度末に地方自治体宛にて、定められた環境省令様式の使用を厳に遵守するよう通知を発出しております。当該通知を受けた各都道府県等の対応状況については、現在、環境省令様式あるいは環境省のウェブページ掲載のエクセルツール(省令様式の加工可能なファイル)を利用し、各都道府県等にもその理由も含めて確認する調査に着手したところです。調査結果を踏まえて分析を行い、今後の対応について本年夏頃に目処を付けて対応予定です。また、地方自治体において環境省令様式での申請があった場合の差し替えや情報の追記の指示の有無、廃棄物等の項目追加についても、上記調査と併せて把握を行うことを予定しております。	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317049	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	土地の形質変更 手続の電子化	政府においても、規制改革推進会議が「事業者目録での行政手続コスト削減」の推進を打ち出しており、その一環として、土地の形質変更に関する届出の電子化に取り組むべきである。	2019年4月に改正土壌汚染対策法が施行され、「有害物質使用特定施設」が設置された工場・事業場の土地(面積900平方メートル以上)の形質変更を行う場合、形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に対して一定の事項を届け出ることとされた。 法改正により届出対象の土地が拡大されたことから、届出頻度が増大したことに加え、各都道府県において届出の電子化が認められていないため、事業者には行政機関への訪問や届出書類の郵送に要する多大なコストが発生している。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされています。 この「環境省令で定める規模」は、従来、一律3,000㎡としていましたが、産業界の有識者にも御参画いただいた中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会における審議を踏まえ、産業界の工場については、汚染された土壌が存在する可能性が高く、土地の形質の変更を行う場合には汚染の拡散を生ずるおそれがあり、汚染状況の適正な把握という観点から、有害物質使用特定施設の存在する工場又は事業場の敷地等については、900㎡としました(土壌汚染対策法施行規則第22条。土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令により、平成31年4月に施行。)。 また、土壌汚染対策法第4条第1項の届出については、所定の図面及び書類を添付した届出書を提出することにより行うこととされています(土壌汚染対策法施行規則第23条)。	土壌汚染対策法第4条 土壌汚染対策法施行規則第22条、第23条	現行制度下で対応可能	土壌汚染対策法第4条第1項の届出については、法令上必ずしも書面により提出することが求められているわけではありませんが、その性質上、都道府県等の担当者が書面により確認し、必要に応じ修正や追加の書面の提出を求める等の補正手続を経ることが多いことから、都道府県等において書面による提出を求める運用としているものと承知しております。 土壌汚染対策法の適正な施行のため、都道府県等が必要と判断される場合には、引き続き書面による届出に御協力をお願いいたします。	
020317072	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	廃棄物処理法の手続きにおける添付書類の提出省略	ICTやマイナンバー制度の活用による行政機関間の情報連携を通じて添付書類の提出を省略し、事業者の負担を早期に軽減すべきである。	産業廃棄物処理業の許可申請等や産業廃棄物処理施設の設置申請等にあたり、事業者は役員の住民票の写しや成年被後見人及び被保護人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等を添付しなければならない。さまざまな添付書類の取得・提出に要する事業者負担は極めて大きい。これらは既に行政機関が保有している情報である。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	役員の住民票の写しや法人の登記事項証明書等について、環境省(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2等)に基づき許可申請時等に当該添付書類の提出が求められています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の2、第15条、第15条の2の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の10、第11条、第12条の10	検討を予定	当該添付書類に記載の情報は、行政機関の保有する情報であることから、その省略に向けて、内閣府主導のもと、情報システムを整備する方針が「デジタル・ガバメント実行計画」に記載され、令和元年12月20日に閣議決定されております。 この計画に、行政手続のオンライン化及び添付書類の省略等に係る各施策について記載されたことに伴い、各手続のうち住民票、登記事項証明書、戸籍の省略方法について、環境省のデジタル・ガバメント中長期計画の改定を実施したところ。この中長期計画のもと、具体的なオンライン化の方法について、関係省庁、地方自治体とも連携しながら検討する予定です。	